



独立行政法人
地域医療機能推進機構

感染管理指針

福井勝山総合病院

平成30年10月

改版

目次

- 第1 趣旨・・・P. 2
- 第2 医療関連感染対策に関する基本的な考え方・・・P. 2
- 第3 用語の定義・・・P. 2
 - I 医療関連感染に係る感染管理指針
 - II 事象の定義及び概念
- 第4 感染管理体制（医療関連感染対策のための委員会その他の当該病院の組織に関する基本事項）・・・P. 4
 - I 院内感染対策に関する基本的な考え方
 - II 感染対策委員会の開催感染管理者の配置及び感染対策室、院内感染対策委員会の設置に関する基本的事項
 - III 感染制御チーム（ICT：Infection Control Team）活動の推進
 - IV 感染防止対策地域連携の実施
- 第5 医療関連感染対策のための職員に対する教育、研修等・・・P. 5
- 第6 患者等に対する当該指針の公開・・・P. 5

第1 趣旨

本指針は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）における感染管理体制、医療関連感染の予防策等に係る基本方針を示すものである。JCHOの各病院（附属施設を含む。以下同じ。）は、本指針に基づき適切な医療関連感染の予防を推進し、患者・利用者サービスの質の保障及び安全な医療の提供に努めるものとする。

第2 感染管理のための基本的考え方

JCHOの各病院は、JCHOの基本理念に基づき、医療関連感染を未然に防ぐことを第一として取り組み、感染症患者発生の際には拡大防止のため、原因の速やかな特定と科学的根拠に基づく対策の実施により制御、終息を図る。職員は、この目標を達成するため、各病院の感染管理指針及び感染管理マニュアルにのっとり医療を患者・利用者に提供できるように取り組むものとする。

JCHO福井勝山総合病院（以下、当院）では、病院の理念に基づき患者様および病院職員に安全で適切な医療環境を提供するため、本指針に基づき院内感染対策を行う。

第3 用語の定義

I 医療関連感染に係る感染管理指針

1. 独立行政法人地域医療機能推進機構 感染管理指針（以下「JCHO感染管理指針」という。）

JCHOにおいて医療関連感染予防を推進していくための基本的な考え方を示したものの。

2. 各病院 感染管理指針（以下「病院感染管理指針」という。）

JCHOの各病院において医療関連感染予防を推進していくための基本的な考え方を示したものの。各病院は、JCHO感染管理指針に基づき以下の要件を含むものを作成する。病院感染管理指針は、当該病院の感染対策委員会（I C C : Infection Control Committee）において策定及び改訂をするものとする。

- ①医療関連感染対策に関する基本的な考え方
- ②医療関連感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本事項
- ③医療関連感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針
- ④感染症の発生状況の報告に関する基本方針
- ⑤医療関連感染発生時の対応に関する基本方針
- ⑥患者等に対する病院感染管理指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他の当該病院における医療関連感染対策の推進のために必要な基本方針

II 事象の定義及び概念

1. 医療関連感染（HAI: Healthcare-Associated Infection）

医療関連感染とは、医療機関（外来を含む。）や療養型施設、在宅医療等のさまざまな形態の医療サービスに関連し、患者が原疾患とは別に新たに感染症に罹患したこと及び医療従事者等が医療機関内において感染に罹患したことをいう。医

療関連感染は、医療サービスを受ける過程や提供する過程で感染源（微生物を保有するヒトや物）に曝露することにより発生する感染症であり、患者のみならず医療従事者や訪問者など医療サービスに関わるあらゆる人に起こりうるものである。

2. 感染症アウトブレイク

(1) 感染症アウトブレイクとは、一定期間内に同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した医療関連感染の集積が通常よりも統計学的に有意に高い状態をいう。

アウトブレイクを疑う基準としては、1例目の発見から4週間以内に、同一病棟において新規に同一菌種による感染症の発病症例が計3例以上特定された場合又は同一医療機関内で同一菌株と思われる感染症の発病症例(抗菌薬感受性パターンが類似した症例等)が計3例以上特定された場合を基本とする。ただし、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌(VRSA)、多剤耐性緑膿菌(MDRP)、バンコマイシン耐性腸球菌(VRE)及び多剤耐性アシネトバクター属の5種類の多剤耐性菌については、保菌も含めて1例目の発見をもって、アウトブレイクに準じて厳重な感染対策を実施する。なお、CREの定義については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の定めに基づき準拠するものとする。

(2) 感染症アウトブレイクの終息とは、以下のいずれかの要件を満たしたことをいう。

- ①最後の症例の感染性が消失してから原因となった病原体の潜伏期間の2倍の期間が経過するまで新たな症例が確認されなかったとき
- ②アウトブレイクの原因となった病原体について検出率が通常レベルに戻ったとき

第4 感染管理体制（医療関連感染対策のための委員会その他の当該病院の組織に関する基本事項）

I 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の発生防止に留意し、感染症発生時には拡大防止のための対策を行い、病院の理念に即した医療が提供できるように、本指針を作成する。

II 感染対策委員会の開催感染管理者の配置及び感染対策室、院内感染対策委員会の設置に関する基本的事項

1. 感染対策の実務的責任者として感染管理者を配置し、感染対策室を設置する。
2. 感染対策室内に感染対策チームを設置する。
3. 院内感染対策委員会を設置する。
4. 感染対策室、院内感染対策委員会は院内感染に対する院長直轄の意思決定機関である。
5. 感染症の発生状況に関すること。

6. 感染対策の実施、監視および指導に関すること。
7. 感染症に係る情報の収集および院内周知に関すること。
8. 院内感染源、経路、感染機序等の解明ならびに報告とその後の改善策等の提言、実施に関すること。
9. 感染対策室の構成は、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師等の職員とする。
10. 感染対策チームの構成は、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師等の職員とする。
11. 委員会の構成は病院長、総看護師長、事務長、医師および薬剤部門、臨床検査部門、放射線部門、リハビリテーション部門、栄養管理部門、看護部門、事務部門、附属介護老人保健施設看護介護部門、医療安全管理室の責任者、その他病院長が必要と認める職員とする。
12. 感染対策委員会の事務局を事務部門に設置する。

III 感染制御チーム（ICT：Infection Control Team）活動の推進

医療関連感染防止に係る諸対策の推進を図るため、感染管理部門内に感染制御チームを設置する。院長は、感染制御チームが円滑に活動できるよう、感染制御チームの院内での位置付け及び役割を明確化し、院内の全ての関係者の理解及び協力が得られる環境を整える。

1. 病院長は感染管理者に院内感染対策の実施に関する権限を委譲する。
2. 病院長は院内感染対策の実施に関する財政的措置を行なう。
3. 感染管理者は、院内感染対策を行なう職員に体系的な教育訓練を受ける機会を与える。
4. 感染管理者は医師とする。
5. ICT は医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等の職員で構成する。
6. 感染管理者およびICT の構成員は、職能別協会や学会等の認定する院内感染対策に関する資格を取得することが望ましい。
7. 感染対策室の業務は、
 - ・ 職員の健康管理
 - ・ 研修
 - ・ 感染対策相談（コンサルテーション）
 - ・ 発生動向監視（サーベイランス）
 - ・ 対策実施の適正化（レギュレーション）
 - ・ 介入（インターベンション）とする。（ICT 及び感染管理者と共同で行なう）
8. ICT の業務は、
 - ・ 職員の健康管理
 - ・ 研修
 - ・ 感染対策相談（コンサルテーション）
 - ・ 発生動向監視（サーベイランス）
 - ・ 対策実施の適正化（レギュレーション）

- ・介入（インターベンション）
とする。（感染対策室及び感染管理者と共同で行なう）

IV 感染防止対策地域連携の実施

1. 感染防止対策加算1に係る届出を行った医療機関が定期的に主催する医療関連感染対策に関するカンファレンスに参加する。また、複数の医療機関と連携する場合は、全ての連携している医療機関が開催するカンファレンスにそれぞれ少なくとも年1回程度参加し、合わせて年4回以上参加する。
2. 地域や全国のサーベイランスに参加していることが望ましい。

第5 医療関連感染対策のための職員に対する教育、研修等

感染防止対策部門は、医療関連感染対策を推進するため、職員に対する研修等を、ICTと連携して、以下のとおり企画し実施する。

- I 院内感染防止対策のための基本的な考え方及び具体的な方策について、研修を実施する。
- II 病院職員への周知徹底を図るために研修会を開催し、感染対策に対する意識向上を図る。
- III 研修会は全職員を対象に年2回開催する。また必要に応じて随時開催する。
研修内容・出席者等の記録を保持する。

第6 患者等に対する当該指針の公開

病院感染管理指針は、各病院のホームページに掲載し、患者及び家族並びに利用者が閲覧できるように配慮する。